

密閉式自動固定包埋装置 一式
(搬入、据付、配線、調整を含む)

仕 様 書

令和 8 年 10 月

国立大学法人 滋賀医科大学

担当：会計課契約係

(077-548-2036)

I. 仕様書概要説明

1. 調達の背景及び目的

本学病理学講座（疾患制御病態学部門）において行われている AMED SCARDA「ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業」による研究では、カニクイザルモデルを用いたワクチンの研究を行っている。この研究において、ワクチン接種やウイルス感染後のカニクイザルの臓器の炎症や病変を病理学的に解析することがワクチン効果の評価に必要である。そのためにカニクイザルの臓器・組織からパラフィンプロックを作製し、病理切片を作製する必要がある。

今回調達する密閉式自動固定包埋装置は、パラフィンプロックを作製する前に組織の脱脂、固定を行う装置である。多数の組織を処理するために大型の薬液タンクを装備し、薬液を自動補充する機構を備える機器は、本講座のプロジェクト研究を遂行するにあたり非常に有用である。

2. 調達物品名及び構成内訳

密閉式自動固定包埋装置 一式

以上、搬入、据付、配線、調整を含む。

3. 技術的要件の概要

- 1) 本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術的要件に示すとおりである。
- 2) 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。
- 3) 必須の要求要件は、本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- 4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学技術審査職員において、入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

4. その他

1) 仕様に関する留意事項

入札機器は原則として入札時点で製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器によって応札する場合は、技術的要件を満たすことの証明及び納入期限までに製品化され納入できることを保証する資料及び確約書等を提出すること。

2) 入札に関する留意事項

- ①入札に関しては、入札機器が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件毎に具体的かつわかり易く資料を添付する等して記載すること。
従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分であると技術審査職員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- ②提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③提出資料等について、問い合わせやヒアリングを行う場合があるので、誠実に対応すること。

- ④入札機器が仕様を満たしていることを、提出書類のどの部分で証明できるか、参照すべき箇所を明記すること。参照すべき箇所がカタログ、図面、仕様書等である場合には、アンダーラインを付したり、余白に大きく矢印を付したりすることによって当該部分をわかりやすく明示すること。

3) 導入に関する留意事項

- ①導入スケジュールについては、本学と協議しその指示に従うこと。
②搬入、据付、配線、調整に要するすべての費用は、本調達に含む。

II. 調達物品に備えるべき技術的要件

(性能、機能に関する要件)

密閉式自動固定包埋装置 一式

1. 密閉式自動固定包埋装置 1台

- 1-1. 処理プログラム数は、15種類以上の設定が可能であること。
- 1-2. 薬液槽は10槽以上、パラフィン槽は4槽以上を有すること。
- 1-3. 表示部は10インチ以上の液晶画面を有し、タッチパネル方式で、日本語、および英語表示の切り替えが可能であること。
- 1-4. 検体処理数は2段階の切替が行え、最大処理カセット数は300カセットで、薬液量は3.5L以下で処理可能であること。また、150カセットで運転する場合には、薬液量は2.7L以下で処理可能であること。
- 1-5. 新液タンク（アルコール用、キシレン用）を装備し、10L以上備えられる構造になっていること。処理運転中に薬液（アルコール・キシレン・パラフィン）の自動補充が可能な機能を有すること。
- 1-6. 処理槽内での加圧、減圧を繰り返す機能（P/Vサイクル）と周期的に薬液を攪拌する機能を有していること。また、必要に応じて加圧・減圧の数値を変更が可能であること。
- 1-7. 検体処理槽内部に液位センサーを4点以上保有し、薬液量を検知可能な構造であること。
- 1-8. 検体保護機能として、新液タンクから薬液の自動補充や、当該薬液槽の次槽で代行して処理を行う代行機能、ボトル接続確認をする機能を有すること。
- 1-9. レトルト蓋のロック、レトルトの減圧・加圧、配管の詰まり、ヒーターの加温の状態を自己点検するセルフテストモード機能を有すること。
- 1-10. 検体処理槽の蓋はパラフィンが付着しにくいよう加温する機能を有すること。
- 1-11. 検体処理槽内にて、2つある新液タンクから混合液を作製し指定ボトルへ充填できること。
- 1-12. 薬液ボトルの薬液量が肉眼で容易に確認できるようLEDが点灯すること。
- 1-13. 廃棄パラフィンにはキシレンが含まれるため、自動で廃棄ボトルへ廃棄する機能を有すること。
- 1-14. USBメモリにてデータ出力が可能な構造であること。
- 1-15. 排気処理として有機溶剤が気化したガスの凝縮器と活性炭フィルターによる吸着処理ができる機能を有すること。
- 1-16. 有機溶剤対策として、外部排気可能な構造であること。また、パラフィン槽の扉を開けた際に排気ファンの回転数をアップさせ、作業環境汚染や作業への暴露を軽減する機能を有すること。
- 1-17. レトルト洗浄時間を短縮する為、洗浄用キシレンボトルの直下にヒーターを備え、洗浄液を加温する機能を有すること。
- 1-17. 標準付属品の他に、試薬ボトル（セット）3セット、活性炭フィルター2セットを付属すること。

(性能、機能以外に関する要件)

1. 設置条件等

- 1) 本学 実験実習支援センター4 階顕微鏡標本作製室 2 (401 号室) に搬入し、据付、配線、調整を行うこと。
- 2) 本学が用意した一次側電源設備 (AC100V、12A) 以外に必要な設備があれば、供給者において用意すること。なお、これに要する費用は、本調達に含まれる。
- 3) 機器の搬入、据付、配線、調整については、本学の業務に支障をきたさないよう、本学の職員と協議の上、その指示によること。

2. 保守体制等

- 1) 本装置の修理、部品供給、その他アフターサービス、メンテナンスに対しては速やかに対処すること。
- 2) 導入後、1 年以内に通常の使用により故障が生じた場合は、無償で修理又は交換すること。無償修理の対象とならない部分、事象については、導入時の取り扱い説明時に併せて説明すること。

3. その他

- 1) 日本語、および英語の使用説明書を 2 部提供すること。
- 2) 利用者に対して、本装置の使用方法及び日常保守等についての教育訓練を本学が指定する日時、本学内の指定する場所で数回実施すること。
- 3) 本装置導入後も技術的な質問に対し、適切に対応できる体制をとること。